富山県創業支援センター及び 富山県創業・移住促進住宅 指定管理者募集要項

令和6年7月

富山県商工労働部地域産業振興室

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•
A 公の施設に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1 施設概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(1)名称・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(2)所在地 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(3)設置目的・管理運営方針等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(4) 施設の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
(5)設備・備品の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
(6)利用状況等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
B 募集に関する事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. :
1 募集の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
2 条件等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
(1)申請資格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 2
(2) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 3
(3) 管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 指定期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
(5) 県が支出する指定管理料等の上限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
(6) 利用料金制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
(7)指定管理者と県とのリスク(役割)分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6
(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属 ・・・・・・・・・・・・・・・・	. (
(9) 定期報告書(月報)の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. (
(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. (
(11)事業評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
(12) 県による調査・指示等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
(13) 県による指定管理者に対する評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
(14) 監査委員及び包括外部監査人による監査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 10
(15) 施設管理の継続が適当でない場合における措置 ・・・・・・・・・・・・・・	• 11
(16) 自主事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
3 応募・選定手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
(1)募集 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 11
(2)申請方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 12
(3)質疑応答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 13
(4) 現地説明会の開催 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 14
(3) 質疑応答(4) 現地説明会の開催(5) 審査方法及び審査基準(5) 審査方法及び審査基準	• 14
C 指定管理者の指定及び協定の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
C指定管理者の指定及び協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
2 協定の締結 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 16
D その他 1 スケジュール	• 1
1 スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17
1 スクシュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17
3 配布資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 17

富山県創業支援センター及び富山県創業・移住促進住宅 指定管理者募集要項

はじめに

旧県職員住宅を改修整備した「富山県創業支援センター」及び「富山県創業・移住促進住宅」について、指定管理候補者を選定する公募を行います。これら2施設は、同一敷地内にあることから、双方を一体的に管理した方が、効果的かつ効率的な管理運営が可能となり、より一層利用者の利便性の向上等が図られるため、両施設の管理運営を併せて公募を行います。

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

- (1) **名称** 富山県創業支援センター(以下「センター」という。) 富山県創業・移住促進住宅(以下「住宅」という。)
- (2) 所在地 富山市蓮町1丁目7番
- (3) 設置目的·管理運営方針等

旧県職員住宅を、「2017 建築甲子園」で優勝した富山工業高校生のリノベーションプランをもとに、創業支援センター1棟と創業・移住促進住宅2棟に改修し、職住一体の環境を活かした地方創生の拠点として整備したものです(令和4年10月開所)。

【ア】センター

県内における創業を支援するための環境を整備し、もって地域経済の活性化に寄与することを目的として設置した公の施設です。

創業に特化した支援機関として、県の創業支援施策及び各創業支援機関と連携し、本県の 創業支援の拠点及び起業家ネットワークの中心となり、多くの起業家を育成することを目指 しています。

【イ】住宅

県内での創業及び移住の促進を図ることを目的として設置した公の施設です。

県の移住支援施策と連携し、移住者や起業家等の受け皿となり、県民や地域と交流して良好なコミュニティをつくり、本県への定住促進を目指しています。

(4) 施設の概要

【共通】敷地面積 全体 11,077.35 m²

- 建物部分 6,022 m²
- ・駐車場 東側 1,948.49 m² (65 台)、
- ・ リ 西側 3, 106.86 m² (63 台)

【ア】センター

- ①建物の構造 鉄筋コンクリート造他 4階建て
- ②建物延べ床面積 1,480.76 m²
- ③施設内容 オフィス、シェアオフィス、コワーキング、貸室 等

【イ】住宅(2棟)

- ① 建物の構造 鉄筋コンクリート造(耐火建築物) 4階建て
- ② 建物延べ床面積 東棟 1,523.83 m²、西棟 1,361.25 m²
- ③ 施設内容 アパートメント、シェアハウス、共同施設(シェアリビング、屋外収納庫等)
- (5) 設備・備品の内容 別紙「業務仕様書」及び「参考資料」に明記

(6) 利用状況等

過去の利用者数等

年度		令和4年度	令和5年度
利用者数 (延べ)	センター	372 人	1,504人
	住宅	84 戸	415 戸
利用料金収入	センター	1,562 千円	6,877 千円
	住宅	2,917 千円	19,814 千円

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

センター及び住宅管理を効果的かつ効率的に実施するため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年富山県条例第4号。以下「手続条例」という。)」に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

(1) 申請資格(指定管理者に求める要件)

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。) であることとします。

- ① 法人等の団体であること
 - (法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。)
- ② 申請する法人等及びその役員(株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者。以下同じ。)が次のアからオのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更正若しくは再 生手続中の者
 - イ 県税を滞納している者
 - ウ 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、 その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人と して使用する者
 - エ 本県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

- オ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定を取り消され、その 取消しの日から起算して 2 年を経過しない者
- ③申請する法人等の役員に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。
- ④手続条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。
- ⑤公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。
- ⑥事務所所在地の要件

県内に主たる事務所(本社・本店)を置き、又は置こうとする者であること。

注 ⑥で設置を求める「事務所」について

ここでいう事務所とは、地方税法上の事務所または事業所(=自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所。なお、人的設備とは、事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいう。)であり、富山県税条例第62条第1項の規定により県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとします。(新たに事務所を設ける場合は、事務所設立後に同条に基づいて提出すること。)

なお、新たに事務所を設ける場合や新たに法人を設置する場合については、当該公の施設に関し、「指定管理者の指定に関する件」として議案を県議会に提出するまでの間で、県が指定する期日までに法人登録事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出する必要があります。

- ・ 上記の資格・要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、そ の指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・ また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・ 共同体で申請する場合は、上記要件のうち、①~⑤については、共同体の全ての構成員が 満たす必要があります。⑥事務所所在地の要件については、共同体を代表する法人等が要 件を満たす必要があります。
- (2) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容(詳細は別添「富山県創業支援センター指定管理者業務仕様書」及び「富山県創業・移住促進住宅指定管理者業務仕様書」参照)

指定管理者が行う業務の範囲及び内容は次のとおりです。

【ア】センター

- ア センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- イ 創業を支援する事業に関する業務
- ウ オフィス等を利用する者の公募に関する業務
- エ 施設等の利用の承認に関する業務
- オ 施設等の利用料金の徴収に関する業務
- カ その他別添業務仕様書に記載する業務
 - ※うち創業支援業務については、自由提案を求めます。管理運営方針等を踏まえ、具体的

な取組み内容を提案してください。詳細は別添業務仕様書参照。

【イ】住宅

- ア 住宅及び共同施設の維持管理に関する業務
- イ 入居の決定及び駐車場の利用の承認に関する業務
- ウ 家賃及び駐車料金の徴収に関する業務
- エ 住居等の明渡しの請求に関する業務
- オ その他別添業務仕様書に記載する業務

(留意事項) センター・住宅共通

- ・ 指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に 基づき、県と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。
- ・ 管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、機械設備 のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、 あらかじめ書面により県の承認が必要となります。
- ・ 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・ 8月8日開催の現地説明会 (「3(4)現地説明会の開催」参照) において必要な資料を配布 し、説明します。

(3) 管理の基準

①休所日

ア センターのうち、コワーキングスペース(1日単位での利用のみ)及び貸室

- 毎週月曜日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日 ※ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、県の承認を得て、休所日以外 の日に休所し、又は休所日に開所することができます。
- イ センターのうち、ア以外 及び住宅
 - ・なし

②利用時間

ア センターのうち、コワーキングスペース(1日単位での利用のみ)及び貸室

- ・ 午前 10 時から午後 8 時まで ※ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、県の承認を得て、これを臨時に変更 することができます。
- イ センターのうち、ア以外 及び住宅
 - 特に定めません。

③ 管理の基準に関する提案について

・ 上記(3)①、②で定める管理の基準を上回る基準(利用時間の延長等)で公の施設を管理 することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資 料(事業計画書等)は提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してくだ さい。

- ・ ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費(以下「指定管理料」という。)は(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・ また、上記(3)①、②で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

④ 法令等の遵守

- ・ 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)に基づき、情報公 開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- ・ 指定管理者は、富山県行政手続条例(平成7年富山県条例第1号)については、行政庁 と同等の規定の適用を受けることとなります。
- ・ 手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り 得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。

⑤ 帳簿書類の保存

・ 指定管理者が作成した施設の管理にかかる帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

(4) 指定期間

3年間

(5) 県が支出する指定管理料等の上限

① 指定管理料の上限

年 度	令和7年度~令和9年度の合計額		
指定管理料の上限額	センター	230, 580, 000 円	
	住宅	▲12, 243, 000 円	
	合計	218, 337, 000 円	

- ・ 申請にあたっては、上記の指定管理料の上限額の範囲内で、センター分と住宅分を分けて、それぞれ年度毎に指定管理料を提案してください。
- ・ 指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるもので はありません。
- ・ 県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき、当該指定管 理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・ 上記の指定管理料の上限には、公の施設に係る修繕費、備品購入費は含みません(各経費の取扱いについては、「③留意事項」参照)。
- ・ 上記の指定管理料の上限は、管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除 (相殺) した額となっています。

(参考) 管理に係る経費

	令和7年度~令和9年度の合計額
指定管理料の上限額	218,337,000円
利用料金収入見込額	93,498,000円
管理に係る経費	311,835,000円

(参考) 過去2年間の管理経費

年	度	4年度	5年度
管理経費	センター	51, 956, 308 円	76, 203, 058 円
	内訳:人件費	8,960,000 円	12, 222, 955 円
	光熱水費	1, 357, 632 円	3,669,687 円
	委託費	2,018,250 円	2,808,200 円
	<u>その他</u>	39, 620, 426 円	57, 502, 216 円
	住宅	10,011,784円	15, 422, 688 円
	内訳:人件費	910,000 円	1,560,000 円
	光熱水費	1, 475, 844 円	3,616,484 円
	委託費	1,834,000 円	657, 251 円
	<u>その他</u>	5, 791, 940 円	9, 588, 953 円

②指定管理料の支払方法等

- ・ 年間の指定管理料の支払は、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・ 最後の支払は、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払い ます。

支払月	4月	10 月	1月	4~5月
支出額	年度の委託額 50%	20%	20%	10%

・ 指定管理料は、精算する必要はありません。

③留意事項

- ・ 指定管理にあたっては、センターと住宅を区分して経理を行ってください。
- ・ 指定期間における指定管理料は、原則として増額しません。ただし、災害や施設運営に 重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者 が協議して対応を決定します。
- ・ 指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。(「C 指定管理者の指定及び協定の締結」参照)

(修繕について)

・ 指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1 件 100 万円未満の修繕については、 次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

年度		令和7年度	令和8年度	令和9年度
	センター	554,000 円	554,000円	554,000円
修繕費の上限額	住宅	1, 108, 000 円	1, 108, 000 円	1, 108, 000円

- ・ 修繕に係る費用については、半年毎に指定管理者の請求を受け精算払によって支払いま す。修繕費と指定管理料の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・ 1件 100 万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上 緊急を要するもの等、指定管理者が行った方がより適切な対応が可能となるものについ ては、協議の上、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担しま す。

(参考) 過去2年間の修繕の件数(1件100万円未満)

年 度	4年度	5年度
件 数	4件	13件
支出額	445,940円	1,806,200円
主な	屋上防水シート修繕	排水管修繕
修繕内容	など	雨漏り修繕 など

(備品購入について)

- ・ 公の施設の備品(富山県会計規則第105条第1項第2号及び第2項に規定する備品をい う。以下同じ。※概ね10万円以上の物品を指します。)については、必要性等を勘案し、 原則として県において購入します。なお、備品は県に帰属するものとします。
- ・ 指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に県と協議することとします。ただし、指定期間の満了時等においては、 手続条例第 10 条の規定に基づいて現状に回復する必要があります。
- ・ 指定管理者は、県に帰属する備品について処分等を行う必要がある場合は、県と事前に 協議し、当該物品の異動があったときは、その都度県に報告するものとします。

(6) 利用料金制

- ・ センター及び住宅については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制を採用します。
- ・利用料金の額について提案してください。
- ・利用料金は、富山県創業支援センター条例第 14 条並びに富山県創業・移住促進住宅の第 14 条及び第 28 条の規定により、それぞれ条例の別表で定める金額の範囲内において指定 管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

・ 令和7年度から9年度までの年間利用料金収入見込額は、次のとおりとします。

年度	Ę	令和7年度	令和8年度	令和9年度
年間利用料金	センター	6,027,000 円	6,027,000 円	6,027,000円
収入見込額	住宅	25, 139, 000 円	25, 139, 000 円	25, 139, 000 円

- ・ 実際の年間利用料金収入が年間利用料金収入見込額を下回った場合は、指定管理者は、不 足する管理運営費を別途費用調達することが必要となりますのでご留意ください。
- ・ 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減免することができます。

(7) 指定管理者と県とのリスク(役割)分担

・ リスク(役割)分担については下記のとおりとし、協定により定めることとします。

項目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		0
施設の通常の維持管理・運営	0	
施設内の設備・備品の維持管理	0	
施設の小規模な修繕(1件 100 万円未満)	0	
施設の大規模な修繕(1件 100 万円以上)(※1)		0
備品(1件10万円以上)の購入		0
物品(1件 10 万円未満)、消耗品の購入	0	
施設に係る各種保険への加入(※2)	\triangle	\triangle
物価変動に伴う経費の増加(※3)	0	
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等(※4)	Δ	Δ
利用者の減少に伴う収入の減少(前記項目に該当する場合	0	
を除く)		
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	0	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償(※5)		0
災害時対応 (連絡体制確保、応急措置、報告等)	0	○(指示等)

○・・・全部又はほぼ全部△・・・一部

- (※1) 1件 100 万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど(災害時の 復旧等)については、指定管理者及び県で協議の上、指定管理者において実施する場合 があります。この場合、修繕に要する経費は県で別途負担します。
- (※2) 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、その内容を仕様書において示します。
- (※3) 施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※4) 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の予見可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- (※5) 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、当該保険での対応を優先します。

(8) 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属

- ・ 管理の業務に基づいて得られた成果品の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、県に帰属することとします。
- ・ 管理の業務の実施に関連して発明したことにより取得した特許を受ける権利については 県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県 が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者にお いて、あらかじめ被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

(9) 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出する必要があります。

- ①報告書の記載内容及び添付書類
 - ア 「利用者数」、「利用料金等の収入実績」、「施設等の使用の実績」「入退去の状況」等の 状況
 - イ 創業支援事業の実施状況
 - ウ 施設設備等の管理状況(必要に応じて写真を貼付)
 - エ 利用者等からの苦情及びその対応状況
 - オ 施設の安全管理のために実施した取組み
 - カ 定期報告書の添付資料として必要な資料
- ②提出期限 翌月10日まで
- ③提出方法 地域産業振興室スタートアップ創業支援課へ1部提出
- ※この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努める とともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書(事業年度報告書)の提出

指定管理者は、手続条例第9条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、それぞれの施設について、事業報告書を提出する必要があります。

- ① 報告書の記載内容及び添付書類
 - ア 施設の管理業務の実施状況(必要に応じ直近の写真を添付)
 - ・施設管理業務(再委託の実施状況、修繕実施状況、備品購入実施状況、光熱水費等の 使用実績等)
 - ・自主事業(指定管理者が実施した自主事業の実施状況)
 - 安全対策の実施状況(施設の安全管理上、特に実施した取組み等)
 - ・利用者からの要望や苦情とその対応状況
 - ・その他、管理の業務の実施状況(利用促進、地域との連携、指定管理者の職員研修な ど管理の業務に関して実施した事項等)
 - イ 創業支援事業の実施状況 (事業内容、参加者数等)
 - ウ 施設の利用状況
 - ・利用者数(施設ごとの月別利用状況、利用者数の増減理由)
 - ・入退去の状況(月別入退去状況、増減理由)
 - ・利用料金収入(月別収入状況、収入の増減理由)

- エ 業務に係る収支状況
- オ 県民サービスの向上の実施状況
- カ 当該年度の施設管理の総括
- キ 事業報告書の添付資料として必要な資料 (再委託契約書の写し、職員配置図等)
- ② 提出期限 毎事業年度終了後及び指定管理期間満了後、1 箇月以内
- ③ 提出方法等 地域産業振興室スタートアップ創業支援課へ1部提出

(11) 事業評価

- ・ 指定管理者による公の施設の管理により、住民サービスの向上が図られているかを検証 するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- 各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- 事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 県による調査・指示等

県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(13) 県による指定管理者に対する評価

県は、指定管理者から提出のあった定期報告や利用者アンケート、実地調査等に基づきモニタリング・評価を行い、毎年度終了後、県のホームページに掲載します。

<評価項目> ※評価項目は、年度により変更となる場合があります。

- ① 利用者数・収入の増減に対する評価
- ② サービス向上に向けた取組み
- ③ 利用促進(収入増)に向けた取組み
- ④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み
- ⑤ 個人情報保護の取組み
- ⑥ 関係団体との連携
- ⑦ 施設・設備の維持管理
- ⑧ 危機管理・安全管理などの取組み
- ⑨ その他必要と認められる事項 等

(14) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・ 地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県又は監査委員が必要であると認めると きは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合 があります。
- ・ 富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条第5号の規定に基づいて、包括外 部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関 連の事務について監査する場合があります。
- また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、

監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個別外部監査契約に 基づく監査により、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監 査する場合があります。

(15) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記(12)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することができなかった場合、又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(16) 自主事業の実施

- ・ 指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主的に 事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書 を提出(申請)し、承認を得る必要があります。また、事業の収支状況について、毎 年度、報告いただく必要があります。
- ・ 施設の賑わいを創出するため、自主事業の実施について積極的に検討し、実施する場合には、その内容を提案してください。
- 自主事業は、次の点を満たす必要があります。
 - ア 自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること
 - イ 事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと
 - ウ 収支計画上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはでき ないこと
 - エ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること
 - オ 自主事業を行う場合においても施設使用料は県の収入として納めること(その他の部分については指定管理者の収入としてよい)。なお、利用料金制をとっている場合においても、施設の利用料金は利用料金収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること
- ・ 自動販売機や売店の設置等を行う場合は、自主事業として、県より行政財産の目的外使 用の許可を受けた後、当該許可部分に係る使用料及び光熱水費を県に納付すること。

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布時期

令和6年7月25日(木)から同年10月3日(木)まで (午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日は除きます。)。

② 配布場所

富山県 商工労働部 地域産業振興室 スタートアップ創業支援課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話:076-444-8908、FAX:076-444-4418

HPアドレス: https://www.pref.toyama.jp/100222/kensei/kenseiunei/kensei/soshiki/20/100222.html

(2) 申請方法

① 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

- ア 指定申請書(様式第1号)
- イ 事業計画書、収支計画書
 - ・共通(様式第2号)・センター(様式第2①号、様式第2-2①号)
 - ・住宅(様式第2②号、様式第2-2②号)
- ウ 納税証明書 (富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)
 - ※法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等については、その代表者について、提出してください。
- 工 誓約書(様式第3号)
- オ 法人に関する書類
 - (ア) 法人等の概要 (様式第4号)
 - (イ) 定款、寄附行為その他これらに準ずるもの
 - (ウ) 法人の登記事項証明書
 - (エ) 申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3箇月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)
 - (オ) 上記(エ)の書類を作成していない場合は、法人(団体)の事業及び財務の状況を明らかにした書類
 - (カ) 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込み を明らかにした書類
 - (キ) 法人にあっては当該法人の、法人格のない団体にあっては当該団体の代表者の納税 証明書(富山県税条例施行規則第29条に規定する第43号様式)
 - (ク) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類(役員名簿、組織・運営体制に関する書類(様式第5号)

共同体で申請する場合は、上記エの提出は不要です。上記オについては、全ての構成員について提出してください。また上記のほか、次のi~vの資料を提出してください。

- i 共同体の構成員及び代表者が分かる書類
- ii 共同体の協定書
- iii 共同体の役割分担、業務実施体制等を明らかにした書類
- iv 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類
- v 共同体の構成員の当該共同体を代表する法人等への委任状

② 申請先及び申請方法

次の電子メールアドレスへ提出してください。ただし、「ウ 納税証明書」及び「オ (ウ) 法 人の登記事項証明書」は原本を郵送又は持参してください。提出後、必ず到達確認のお電話 をお願いします。

(申請書提出先)

富山県 商工労働部 地域産業振興室 スタートアップ創業支援課

〒930-8501

富山市新総曲輪1-7

電話:076-444-8908 電子メール:achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

③ 申請書提出期間

・令和6年9月26日(木)から令和6年10月3日(木)まで (午前8時30分から午後5時15分まで。土日祝日は除きます。)。

④ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

・ 申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、 富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるも のとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

・ 指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権法 第 27 条及び第 28 条の権利を含む) は、指定管理候補者に選定された時から富山県に帰 属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑤ その他留意事項

- 同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- 申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- 提出された書類は、返却しません。
- ・ 提出された書類は、富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人情報 及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

- ・ 複数の法人等で構成する共同体も申請(以下「共同体による申請」という。)を行うことができます。
- ・ 共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員 となること、又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできま せん。

(3) 質疑応答

- ① 質問・回答方法
 - 質問は、次の質問受付期間内に電子メールにより、提出してください。
 - 質問事項の他に申請団体名(共同体による申請の場合は代表者名)、申請団体の所在地、

電話番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。

- ・ 回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答を 電子メールで連絡します。
- ② 質問受付期間 令和6年8月9日(金)から令和6年8月23日(金)午後5時15分まで
- ③ 質問への回答日 令和6年9月6日(金)

(4) 現地説明会の開催

- ① 日時 令和6年8月8日 (木) 10時00分から11時30分まで
- ② 場所 富山県創業支援センター 1階イベントスペース (富山市蓮町1丁目7番)
- ③ 参加方法
 - ・ 現地説明会へ参加される場合は、令和6年8月7日(水)13時00分までに、現地説明会 参加申込書により、ご連絡願います。なお、1社(共同体の場合、1つの共同体)につ き参加者は4名までとします。
 - ・ 現地説明会参加申込書には、申請団体名(共同体による申請の場合は代表者名)、申請 団体の所在地、電話番号及び参加者の所属、氏名を必ず記載してください。

(5) 審査方法及び審査基準

- ① 審査方法
 - ・ 指定管理者の選定に係る審査については、「富山県創業支援センター及び富山県創業・ 移住促進住宅指定管理候補者選定委員会」において行います。
 - ・ 審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容(企画提案)についてのプレゼン テーションにより行います。
 - ・ ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考(二次審査)を行う場合があります。
 - ・ 二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定すること とします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができな くなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進 めることとします。

② 審査基準

・ 審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト(%)
	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になって いるか	平等利用が確保 されない場合は 選定しません。

2 公の施設の効用の最 大限の発揮(手続条例第 4条第2号)	【施設設置目的の達成(センター・住宅共通)】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画 の内容が、施設の設置目的の的確な理解に 基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に 行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	10%
	【サービスの向上(センター)】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか f DXによるサービスの向上が工夫されているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか h 利用者に対する利用者間及び支援機関等とのネットワーク構築を支援する具体的かつ魅力的な方策を有しているか	1 5 %
	【サービスの向上(住宅)】 i 入居者ニーズを把握し、質の高いサービスの 提供を実現できる内容となっているか j DX によるサービスの向上が工夫されているか k 指定管理者が行う事業評価の方策が、入居 者の評価・満足度を十分把握できる内容にな っているか 1 入居者間及び関係機関等とのコミュニティ形 成を支援する具体的かつ魅力的な方策を有し ているか	15%
	【利用の増加(センター)】 m 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか(県が定めた利用料収入見込額(数値目標)に関わらず、より意欲的な計画を定めているか) n 市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	15%
	【入居率の増加(住宅)】 o 入居率増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか(県が定めた利用料収入見込額(数値目標)に関わらず、より意欲的な計画を定めているか) p 関係機関との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	1 5 %
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【経費節減策(センター・住宅共通)】 a 経費削減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか b センター・住宅の一体管理による具体的な経費節減策を有しているか	実現可能性のない提示額の場合 は選定しません 10%

4 公の施設の管理を適 正かつ確実に行うための 財産的基礎及び人的構 成(条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力(センター・住宅共通)】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※ b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか		
	【申請者の人的構成(センター・住宅共通)】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成(資格、経験など)となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか e 職員の指導育成、研修体制は十分か	20%	
合 計		100%	

[※] 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全 国展開の有無等に関わらず同等の評価とします。

③審査結果

- ・ 審査結果については、二次審査(一次審査が行われた場合は、一次審査と二次審査それ ぞれ)が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・ なお、二次審査結果の概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

<ホームページに掲載する項目:二次審査の審査結果表>

1	2	3	4			
県民の平等な	施設の効用の	施設の効率的	公の施設の管理を適正かつ確実に行	合計		
利用の確保	最大限の発揮	な管理	うための財産的基礎及び人的構成			
指定管理候補予定者:○○○○						
(選定理由)						
	利用の確保	県民の平等な 施設の効用の 最大限の発揮	県民の平等な 施設の効用の 施設の効率的 利用の確保 最大限の発揮 な管理	県民の平等な 施設の効用の 施設の効率的 公の施設の管理を適正かつ確実に行 利用の確保 最大限の発揮 な管理 うための財産的基礎及び人的構成		

・ 審査結果表には、申請者名及び得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

1 指定管理者の指定

・ 選定した指定管理者候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて、 県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

2 協定の締結

- ・ 指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を 締結することとします。
- ・ 協定書の主な取り決め事項については、次のとおりとします。

- ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
- ② 指定管理者が行う管理の基準
- ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ④ 県が支払う指定管理料の支払方法等に関する事項
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業報告等に関する事項
- ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
- ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
- ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
- ⑪ 管理業務に係る個人情報の保護に関する事項
- ② 管理の業務に関する情報公開に関する事項
- (3) 指定管理者の名称等の変更の届出
- ⑭ その他、必要と認める事項

D その他

1 スケジュール

時 期	内 容		
7月25日(木)	募集要項等の公表		
7月25日(木)~10月3日(木)	募集要項の配布		
8月8日(木) 10:00~11:30	説明会(現地説明会)の開催		
8月9日(金)~8月23日(金)	質問の受付		
9月6日(金)	質問への回答		
9月26日(木)~10月3日(木)	申請書受付期間		
10 月中旬	指定管理候補予定者の選定		
10 月下旬	選定結果の公表、指定管理候補予定者との協議		
11 月議会	指定管理者指定の指定に関する議決、指定管理者の指定、		
	協定書の締結		
令和7年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始		

2 その他留意事項

- (1) 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- (2) 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営に当たっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

3 配布資料

- (1) 指定管理者募集要項(本書)
- (2) 富山県創業支援センターの管理に係る業務仕様書
- (3) 富山県創業・移住促進住宅の管理に係る業務仕様書
- (4) 参考資料
- (5) 指定申請様式集
- (6) 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

間い合わせ先

富山県商工労働部地域産業振興室スタートアップ創業支援課 嶋、米山

TEL:076-444-8908、FAX:076-444-4418 E-Mail:achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp